第二百四十七条中「、それぞれ」の下に「船首隔壁より後方であつて、」を加え、同条第一号ロ中「当該外板から七六〇ミリメートル」を「次表上欄に掲げる貨物タンクの内容積に応じ、同表下欄に掲げる値」に改め、同号ロに次の表を加える。

摂氏二十度における貨物タンクの内容積（立方メートル）	距離（メートル）
一、〇〇〇以下	〇・八
一、〇〇〇を超え五、〇〇〇未満	〇・七五＋〇・二Vc／四、〇〇〇
五、〇〇〇以上三〇、〇〇〇未満	〇・八＋Vc／二五、〇〇〇
三〇、〇〇〇以上	二・〇

備考　Vcは、摂氏二十度における貨物タンクの内容積（立方メートル）

第二百四十七条第二号イ中「七六〇ミリメートル以上の距離」を「前号ロに定める値以上の距離（船舶をタイプ三G船に区分することとなる貨物を積載する貨物タンクにあつては、〇・八メートル以上の距離）」に改める。

第二百四十九条を次のように改める。

第二百四十九条　削除

第二百五十三条第二項及び第三項を削る。

第二編第三章第二節第十七款中第二百五十五条の次に次の一条を加える。

第二百五十五条の二　貨物の試料を採取する場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

一　船長の監督の下に行うこと。

二　作業者は、貨物の性状に応じた防護服を着用すること。

三　試料の採取前に、採取装置が正しく接続されていることを確認すること。

四　試料の採取後に、採取した場所の弁が閉鎖されていることを確認すること。

五　採取した貨物が外部に漏れないように行うこと。

第二百七十二条第一項中「第百六十五条第三項」を「第百六十五条第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「貨物区域外」とあるのは「船尾楼前端」と、「の送水管が損傷した場合に当該損傷箇所への給水を遮断できる場所に、ポンプの能力等を考慮して船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める間隔（水噴霧装置の送水管にあつては四十メートルを超えない間隔）」とあるのは「に四十メートルを超えない間隔」と読み替えるものとする。

第二百七十四条中「規定（」の下に「同令」を、「第六十三条」の下に「の規定」を加え、「二、〇〇〇トン」を「二千トン」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長の指示するところによる。

規　則

○国家公安委員会規則第五号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第十一条の規定に基づき、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日　　国家公安委員会委員長　河野　太郎

国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則（平成二十五年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（記録書の作成） **第一条**　警察署長は、次の各号のいずれかの措置をとったときは、当該措置の結果その他必要な事項を記載した記録書を作成しなければならない。 一　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の規定による調査 二　法第五条第一項の規定による検査 三　法第六条第一項の規定による解剖 四　法第八条第一項の規定による身元を明らかにするための措置 五　法第十条第一項又は第二項の規定による死体の引渡し （関係行政機関に対する通報事項） **第三条**　［略］ 2　警察署長は、法第九条の規定による通報を行ったときは、通報記録書（別記様式）を作成しなければならない。	（死体調査等記録書の作成） **第一条**　警察署長は、法第四条第二項の規定による調査、第五条第一項の規定による検査、第六条第一項の規定による解剖又は第八条第一項の規定による身元を明らかにするための措置（次項において「調査等」という。）のうちいずれかを実施したときは、死体調査等記録書（別記様式第一号）を作成しなければならない。 2　警察署長は、前項の規定により死体調査等記録書を作成した後に新たな調査等を実施したとき又は法第十条の規定により死体を引き渡したときは、当該死体調査等記録書に所要の事項を追記しなければならない。 （関係行政機関に対する通報事項） **第三条**　［同上］ 2　法第九条の規定による通報を行ったときは、通報記録書（別記様式第二号）を作成しなければならない。